

家畜防疫互助基金における 豚の生産者積立金の 追加納付の御協力のお願い

今期事業対策期間(令和6年度～令和8年度)の家畜防疫互助基金は、豚熱の発生が続き、基金が大幅に減少する見込みのため、生産者積立金の追加納付に御協力をお願いします。

この機会に、万一の豚熱等の発生に備え新たに家畜防疫互助基金に加入すること(途中加入)も出来ます。

公益社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2

TEL 03-6206-0833

FAX 03-5289-0890

豚の生産者積立金の追加納付が必要な理由

- 今期事業対策期間(令和6年度～令和8年度)の豚の生産者積立金は729百万円となっていますが、これまでに豚熱が発生した8農場と関連農場として殺処分対象となった4農場への互助金の交付により、生産者積立金の残額は約4割の278百万円に減少する見込みです。
- 残る事業期間が約1年6ヶ月となる中で事業期間後半の豚熱等の発生と互助金の円滑な支払いに備え、今回豚の生産者積立金の追加納付をお願いすることといたしました。
- 追加納付の単価は、既に納付いただいた生産者積立金の0.6倍の額となります。

参考 今期事業対策期間の生産者積立金の状況

百万円	
①令和7年3月現在	729
②豚熱発生農場(12)への互助金交付(見込)	451
③生産者積立金残額(①－②)	278(38.2%)

生産者積立金の追加納付の御協力をいただく生産者

〔既存加入者〕

既に参加いただいている全ての生産者に追加納付の御協力をいただきます。

〔新規加入者(途中加入者)〕

参加いただいていない生産者のうち、豚熱等の発生に備え、加入の希望を持っていただいている生産者が対象となります。



追加納付積立金

① 生産者積立金の単価

種類・区分ごとの生産者積立金の単価は次のとおりです。

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	当初の 生産者積立金の 単価（1頭当たり） A	追加納付 生産者積立金の 単価（1頭当たり） B=Aの0.6倍	A+B
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	340	204	544
		繁殖用種豚（雄）	340	204	544
		肥育豚	60	36	96
	企業型	繁殖用種豚（雌）	380	228	608
		繁殖用種豚（雄）	380	228	608
		肥育豚	70	42	112

注：1. 繁殖用種豚には繁殖の用に供される予定の雌及び雄の豚を含みます。

2. 契約対象となるのは離乳後の豚となります。

② 生産者積立金の納付

〔既存加入者〕

- 追加納付生産者積立金として、既存の契約頭数に追加納付生産者積立金の単価(B)を乗じた額を納付していただきます。

〔新規加入者〕

- 新規加入者については、申込頭数に当初分と追加納付分を合わせた単価(A+B)を乗じた額を納付していただきます。

無事戻しについて

生産者積立金は、事業対策期間(令和6年度～令和8年度)に対象疾病が発生した生産者への互助金交付見込額を差し引いた残額を令和9年7月頃に**暫定払戻**を行い、全ての生産者への互助金交付終了後に、**最終払戻**を行います。

生産者積立金の経理上の取扱い

生産者積立金は「仮払金」として処理してください。対象疾病の発生に伴う互助金の交付により生産者積立金の取崩があった場合には、生産者積立金の返戻時に取崩額をご連絡しますので、その金額を経費として処理してください。

主な手続き

① 既存加入者

- 各畜産協会等から生産者積立金の追加納付の協力依頼文を送付し、応諾いただけるかどうかの確認を行います。
- 応諾いただいた生産者には、各畜産協会等から追加納付分の生産者積立金の支払いを請求します。
- 畜産協会等が指定する口座に、納付期日までに生産者積立金を納付していただきます。
- 残る事業期間中に豚熱等の交付対象疾病が発生した場合は、追加納付していただいた生産者には、互助金を支払いますが、追加納付していただけなかった生産者は、契約を解除しますので互助金は支払われません。

〔追加納付に係る契約頭数〕

既存加入者については、現在の契約頭数とします。

② 新規加入者

- 新規加入申込を希望する方は、「家畜防疫互助金交付契約の申込書」を令和8年1月末までに各畜産協会等又は農協等の委託先に提出します。
- 申込を受けた各畜産協会等は、交付契約を締結し、生産者積立金(当初分と追加納付分)の支払いを請求しますので、新規加入者は各畜産協会等が指定する口座に、納付期日までに生産者積立金の納付をお願いします。
- 契約の効力は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、この期間中に豚熱等の交付対象疾病が発生した場合は互助金を支払います。
- 万が一、生産者積立金の納付日から令和8年3月31日までに交付対象疾病が発生した場合は、契約は無効となりますので、生産者積立金は返還します。

〔新規加入に係る契約頭数〕

新規加入者については、申込の契約頭数とします。

家族型で契約している場合の例

〔既存加入者〕

母豚100頭で契約

当初分: $A \ 100(\text{頭}) \times 340(\text{円}) = 34,000(\text{円})$

追加納付分: $B \ 100(\text{頭}) \times 204(\text{円}) = 20,400(\text{円})$

※20,400(円)を納付

100頭

〔新規加入者〕

新たに母豚100頭で契約

当初分: $A \ 100(\text{頭}) \times 340(\text{円}) = 34,000(\text{円})$

追加納付分: $B \ 100(\text{頭}) \times 204(\text{円}) = 20,400(\text{円})$

※34,000(円)+20,400(円)の54,400(円)を納付

100頭

経営支援互助金とその単価

契約対象農場において、当該農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでの空舎期間に要する労賃、地代、減価償却費等の固定経費を支援します。

家畜の種類			互助金の上限単価（1頭当たり）
			経営支援互助金
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	49,000 円
		繁殖用種豚（雄）	49,000 円
		肥育豚	10,000 円
	企業型	繁殖用種豚（雌）	56,000 円
		繁殖用種豚（雄）	56,000 円
		肥育豚	11,000 円

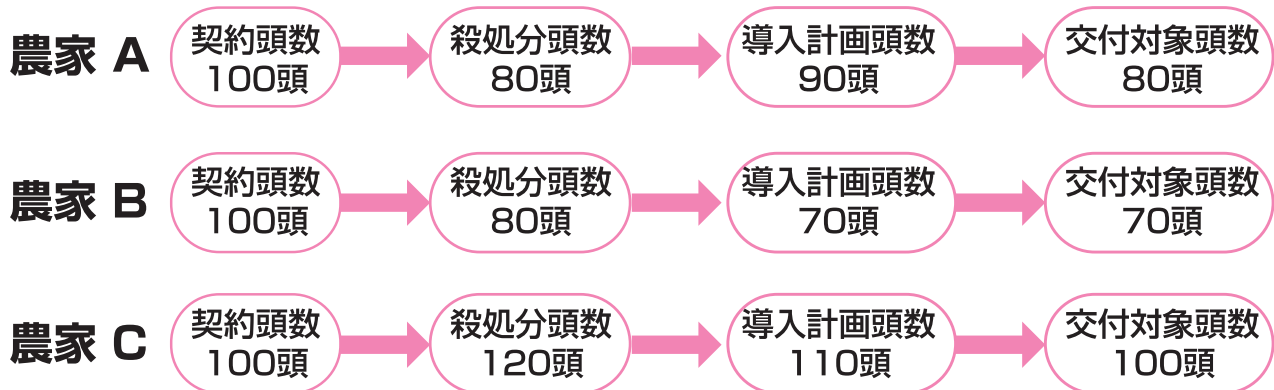
注：1.国等の事業を利用し、新たに導入する家畜については、経営支援互助金の交付対象頭数から除かれます。
2.豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚（21日齢以上）です。

互助金の交付

万一対象疾病が発生した場合、交付申請に基づき互助金が支払われます。ただし、家畜の伝染病の発生の予防又はまん延を防止する為に必要な措置を講じなかった場合には、互助金が減額又は支払われない場合があります。

互助金の交付対象頭数

※互助金は、契約頭数を上限に殺処分頭数又は導入計画頭数のいずれか少ない頭数(交付対象頭数)に基づき交付されます。



互助金の経理上の取扱い

交付された互助金は税金がかかりますので、収入として計上することになります。

家畜防疫互助基金支援事業の内容に関するお問い合わせ先

家畜防疫互助基金支援事業のお問い合わせは以下の道府県畜産協会等に御連絡下さい。

協会等名	電話番号	協会等名	電話番号
(公社)北海道家畜畜産物衛生指導協会	011-590-4991	(一社)滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
(一社)青森県畜産協会	017-722-4331	(公社)京都府家畜畜産物衛生指導協会	075-316-4683
(一社)岩手県畜産協会	019-694-1300	(一社)大阪府畜産会	06-6941-1351
(一社)宮城県畜産協会	022-298-8472	(公社)兵庫県畜産協会	078-381-9356
(公社)秋田県農業公社	018-893-6213	(一社)奈良県畜産会	0744-29-4004
(公社)山形県畜産協会	023-665-1157	(公社)畜産協会わかやま	073-426-8133
(公社)福島県畜産振興協会	024-573-0515	(公社)鳥取県畜産推進機構	0857-32-8113
(公社)茨城県畜産協会	029-225-6697	(公社)島根県畜産振興協会	0852-24-8219
(公社)栃木県畜産協会	028-664-3633	(一社)岡山県畜産協会	086-232-8442
(公社)群馬県畜産協会	027-220-2371	(一社)広島県畜産協会	082-962-1873
(一社)埼玉県畜産会	048-536-5281	(公社)山口県畜産振興協会	083-973-2725
(公社)千葉県畜産協会	043-241-1738	(公社)徳島県畜産協会	088-634-2680
(一社)神奈川県畜産会	045-761-4191	(公社)香川県畜産協会	087-825-0284
(公社)新潟県畜産協会	025-234-6783	(公社)愛媛県畜産協会	089-948-5885
(公社)富山県畜産振興協会	076-451-0117	(一社)高知県肉用子牛価格安定基金協会	088-892-4835
(公社)石川県畜産協会	076-287-3635	(公社)福岡県畜産協会	092-641-8714
(一社)福井県畜産協会	0776-27-8228	(公社)佐賀県畜産協会	0952-24-7121
(公社)山梨県畜産協会	055-222-4004	(一社)長崎県畜産協会	095-843-8825
(一社)長野県畜産会	026-228-8809	(公社)熊本県畜産協会	096-369-7745
(一社)岐阜県畜産協会	058-273-9200	(公社)大分県畜産協会	097-545-6595
(公社)静岡県畜産協会	054-253-3218	(公社)宮崎県畜産協会	0985-41-9301
(公社)愛知県畜産協会	052-951-7477	(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	099-258-6618
(一社)三重県畜産協会	059-213-7511	(公財)沖縄県畜産振興公社	098-855-1129

公益社団法人

中央畜産会
資金・経営対策部

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2

TEL 03-6206-0833 FAX 03-5289-0890

E-mail shikin@sec.lin.gr.jp

HPアドレス <http://jlia.lin.gr.jp>